

新制度幼稚園の利用手続き

新制度幼稚園（以下幼稚園）を利用される際の手続きの流れについては、以下のとおりです。

※新制度とは、平成27年4月に始まった、子ども・子育て支援新制度のことで、幼稚園には新制度に移行した園（新制度幼稚園）と、移行していない園（未移行幼稚園）があります。

- （１）保護者が幼稚園へ直接利用の申し込みを行います。



- （２）保護者が幼稚園から教育・保育給付認定申請書を受け取ります。



- （３）保護者が教育・保育給付認定申請書を記入し、幼稚園または坂戸市保育課へ提出します。

※原則、利用開始の前月までに提出してください。

○記入上の注意事項

- ① 世帯員には、同居の家族を全員ご記入ください。（単身赴任等により、両親のどちらかが別居の場合もご記入ください。）
- ② 個人番号（マイナンバー）は、全員分ご記入ください。
- ③ 保護者署名欄は、同居・別居に関わらずご署名ください。祖父母については、同居している場合のみご署名ください。

※申込書内の同意書欄に「１ 「保育所入所等申込みのてびき」を熟読し、内容に同意のうえ申込みます。」と記載がありますが、ここでいう「保育所入所等申込みのてびき」を、「新制度幼稚園の利用手続き」（本書類）に読み替えることとさせていただきます。



- （４）市が発行した教育・保育給付認定に係る通知をお送りします。
副食費の免除通知については、対象の方のみに通知をお送りします。

※教育・保育給付認定申請後に以下のような変更が生じた場合、教育・保育給付認定の内容及び副食費の免除の対象可否に影響が出るため、市役所保育課へお申し出ください。

- ① 住所、名前等が変わった場合
- ② 家庭状況に変更があった場合（結婚・離婚、祖父母と同居・別居等）
- ③ 税額（市区町村民税所得割額）に変更があった場合

○預かり保育を利用する予定のある方

預かり保育の利用を希望する場合は、別途「施設等利用給付認定申請書」及び「保育を必要とする証明書」の提出が必要となります。

（詳細は別紙「子育てのための施設等利用給付認定について（依頼）」を参照してください。）

○副食費免除の判定について

新制度幼稚園は、教育・保育給付認定申請書の提出だけで、すべての方が副食費免除の判定の対象となります。該当する場合は、すべての保護者に通知されます。

（１）免除の対象となる世帯の要件

- ① 保護者の市区町村民税所得割の合計額が 77, 101 円未満
（年収 360 万円未満相当）世帯の子どもたち
- ② 全世帯の第 3 子以降（小学校第 3 学年修了前までの子どもを第 1 子として数える）の子どもたち

※ 8 月までは前年度、9 月以降は当該年度の市区町村民税所得割で判定します。

※ 保護者が非課税で、祖父母が同居している場合、祖父母のうち高い方の市区町村民税所得割を合算します。

※ 市区町村民税所得割額は税額控除前の所得割額から調整控除のみを控除した額です。

（住宅借入金等特別税額控除や寄付金控除など、調整控除以外の税額控除は適用しません。）

（２）その他

- ・ 世帯内に収入の申告をしていない方がいる場合、判定できないことがあります。
- ・ 1 月 1 日時点で坂戸市外に住んでいた場合は、1 月 1 日現在の住所地の市区町村で発行される、市区町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）の提出をお願いする可能性があります。
- ・ 申請をしても、免除の要件に該当しない場合は免除対象となりません。副食費免除の対象になる場合のみ、通知をお送りします。

【問合せ先】

坂戸市保育課

電話 049-283-1331

（内線 427・428・491）